

(参考) 関係法令

介護保険法施行令第3条第3項 (平成10年政令第412号)

(法第8条第2項の政令で定める者)

第3条 法第8条第2項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。）以外の訪問介護については、第1号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）

イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

ロ 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するもの

二 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、第1項第1号ロの指定を取り消すことができる。

4 (略)

社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和62年政令第402号)

(指定の取消し)

第7条 主務大臣は、指定養成施設等が第2条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第2項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。